

立川市災害派遣手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 4 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

旅館業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 84 号）の施行による。

立川市災害派遣手当支給条例の一部を改正する条例

立川市災害派遣手当支給条例（平成8年立川市条例第18号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
滞在期間	施設の区分		滞在期間	施設の区分	
	公用の施設又はこれに準ずる施設（1日につき）	その他の施設（1日につき）		公用の施設又はこれに準ずる施設（1日につき）	その他の施設（1日につき）
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……
備考 公用の施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する <u>旅館・ホテル営業</u> の施設以外の施設をいう。			備考 公用の施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する <u>ホテル営業又は旅館営業</u> の施設以外の施設をいう。		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。